

議会運営委員会協議事項

令和 8 年 9 月 8 日

1 追加付議事件について（資料 1）

2 追加議案の委員会付託分類について（資料 2）

3 議会関係付議事件について

- 例月出納検査報告（令和 8 年 7 月分）

4 陳情の取扱いについて

《教育厚生委員会送付分》

- 陳情第 7 号 2026 年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典における台湾代表への対応の検証及び是正に関する陳情について（資料 3－1）
- 陳情第 8 号 市民税非課税世帯の高齢者等における予防接種（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）の自己負担額無料制度の継続に関する陳情について（資料 3－2）

《議長供覧分》

- 陳情第 9 号 長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情 XXVII、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情 XL I 及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情 XVIII について（資料 3－3）

5 一般質問（一問一答）に係る申し合わせ（案）について（資料 4）

6 改選期に向けた見直し等について

- （1）（仮称）広聴・広報在り方検討会議の設置（資料 5）
- （2）常任委員会における要望活動（上京陳情・福岡陳情）（資料 6）

7 長崎市議会における携帯電話・スマートフォンの持込み及び利用について（資料 7）（次ページに続く）

8 その他

- (1) 令和 8 年 12 月 定例会 の 招 集 予 定
- (2) 定例会 の 広 報 等 (ポ ス タ ー 等) (資 料 8)
- (3) 次 回 議 運 の 開 催 日 時 に つ い て
〔 11 月 27 日 (金) 午 前 10 時 か ら ~ 12 月 定 例 会 前 の 議 運 〕
- (4) 議 長 供 覧 の 要 望 書 等 (一 覧) (資 料 9)
- (5) そ の 他

令和8年9月議会定例会追加付議件名

① 予 算	1 件	③ その他	1 件
② 決 算	1 2 件	④ 報 告	1 件
		合 計	1 5 件

区 分	件 名	理 由
第104号議案	令和8年度長崎市一般会計補正予算（第6号）	
第105号議案	訴えの提起について	長崎市古賀地区市民センターの土地の所有権移転登記手続を求めるため、訴えを提起したいが、この訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を要する。
第106号議案	令和7年度長崎市一般会計歳入歳出決算	
第107号議案	令和7年度長崎市観光施設事業特別会計歳入歳出決算	
第108号議案	令和7年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	
第109号議案	令和7年度長崎市土地取得特別会計歳入歳出決算	
第110号議案	令和7年度長崎市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算	
第111号議案	令和7年度長崎市駐車場事業特別会計歳入歳出決算	
第112号議案	令和7年度長崎市財産区特別会計歳入歳出決算	

区 分	件 名	理 由
第 1 1 3 号議案	令和 7 年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算	
第 1 1 4 号議案	令和 7 年度長崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算	
第 1 1 5 号議案	令和 7 年度長崎市診療所事業特別会計歳入歳出決算	
第 1 1 6 号議案	令和 7 年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	
第 1 1 7 号議案	令和 7 年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計歳入歳出決算	
第 2 8 号報告	令和 7 年度長崎市一般会計継続費精算報告書	

令和8年度各会計別予算額調（令和8年9月議会追加分）

（単位：千円）

会 計 別		現 計 予 算 額		補 正 額	合 計		対当初 伸 率	【参考】 令和7年度 同期予算額 (9月3号補正後)	対前年度 同期伸率
		金 額	構成比		金 額	構成比			
一 般 会 計		228,896,337	60.4	31,442	228,927,779	60.4	0.6	242,721,167	▲5.7
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	597,834	0.2	－	597,834	0.2	0.3	335,267	78.3
	国 民 健 康 保 険 事 業	48,663,097	12.8	－	48,663,097	12.8	－	50,212,623	▲3.1
	土 地 取 得	1,354,069	0.4	－	1,354,069	0.4	－	1,592,618	▲15.0
	中 央 卸 売 市 場 事 業	312,991	0.1	－	312,991	0.1	－	254,791	22.8
	駐 車 場 事 業	193,467	0.1	－	193,467	0.1	－	127,380	51.9
	財 産 区	46,757	0.0	－	46,757	0.0	－	47,182	▲0.9
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業	61,701	0.0	－	61,701	0.0	1.1	54,255	13.7
	介 護 保 険 事 業	50,597,591	13.3	－	50,597,591	13.3	0.2	50,099,966	1.0
	診 療 所 事 業	457,273	0.1	－	457,273	0.1	－	412,997	10.7
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	8,584,371	2.3	－	8,584,371	2.3	－	7,565,427	13.5
	長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理	2,749,543	0.7	－	2,749,543	0.7	－	861,110	219.3
	小 計	113,618,694	30.0	－	113,618,694	30.0	0.1	111,563,616	1.8
公 営 企 業 会 計	水 道 事 業	14,765,172	3.9	－	14,765,172	3.9	0.0	15,327,193	▲3.7
	下 水 道 事 業	21,915,471	5.8	－	21,915,471	5.8	0.9	22,106,645	▲0.9
	小 計	36,680,643	9.7	－	36,680,643	9.7	0.5	37,433,838	▲2.0
合 計		379,195,674	100.0	31,442	379,227,116	100.0	0.4	391,718,621	▲3.2

令和 8 年度 9 月追加補正予算について

■会計別補正予算の内訳

(単位：千円)

区 分	一般会計	特別会計	企業会計	計
1 赤潮被害緊急対策に係るもの	31,442	-	-	31,442
合 計	31,442	-	-	31,442

■一般会計補正予算の内容

1 赤潮被害緊急対策に係るもの 【31,442 千円】

・水産業振興費負担金・補助金（養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金）

令和8年度補正予算歳出事業別内訳（令和8年9月議会追加分）

I 一般会計予算

31,442 千円

事業名	補正額 (千円)	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	担当課
		内容					
6 款 農 林 水 産 業 費		31,442					
1 水産業振興費負担金・補助金	31,442						水産振興課
養殖魚赤潮被害緊急対策事業費補助金	補正額	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源	
	31,442	-	15,721	-	-	15,721	
		令和8年8月に橘湾で発生した赤潮による被害を受けた長崎市たちばな漁業協同組合の養殖業者に対し、県と協調してへい死した養殖魚の処理及び代替魚導入の支援を行うもの。					

令和7年度長崎市歳入歳出決算資料

1 決算規模の年次比較

(単位:千円)

区 分		決 算 額		前 年 度 比 較	
		令和7年度	令和6年度	増 減 額	増 減 率
歳 入	一 般 会 計	249,831,131	237,840,810	11,990,321	5.0%
	特 別 会 計	110,158,111	113,908,728	▲3,750,617	▲3.3%
	計	359,989,242	351,749,538	8,239,704	2.3%
歳 出	一 般 会 計	246,061,248	234,412,107	11,649,141	5.0%
	特 別 会 計	108,172,498	112,282,065	▲4,109,567	▲3.7%
	計	354,233,746	346,694,172	7,539,574	2.2%

2 実質収支の状況

(単位:千円)

区 分	歳 入 A	歳 出 B	歳 入 歳 出 差 引 額 A - B = C	翌 年 度 へ 繰り越すべき財源 D	令 和 7 年 度 実 質 収 支 C - D = E	令 和 6 年 度 実 質 収 支 F
一 般 会 計	249,831,131	246,061,248	3,769,883	2,759,154	1,010,729	1,138,301
特 別 会 計	110,158,111	108,172,498	1,985,613	90,112	1,895,501	1,477,509
計	359,989,242	354,233,746	5,755,496	2,849,266	2,906,230	2,615,810

令和7年度 各会計別決算状況表

(単位: 円)

区 分 会 計 別		歳 入 A	対前年度 増減率	歳 出 B	対前年度 増減率	歳入歳出 差引残額 A - B = C	翌年度へ 繰り越すべき財源 D	実質収支 C - D = E
一 般 会 計		249,831,131,271	5.0%	246,061,248,371	5.0%	3,769,882,900	2,759,153,536	1,010,729,364
特 別 会 計	観 光 施 設 事 業	418,835,530	▲10.5%	335,924,274	▲19.3%	82,911,256	-	82,911,256
	国 民 健 康 保 険 事 業	49,553,448,167	▲2.3%	49,322,852,006	▲2.3%	230,596,161	-	230,596,161
	土 地 取 得	1,083,808,841	▲74.9%	996,589,669	▲76.1%	87,219,172	87,219,172	-
	中 央 卸 売 市 場 事 業	235,949,765	▲9.0%	235,949,765	▲9.0%	-	-	-
	駐 車 場 事 業	135,992,776	▲30.3%	135,992,776	▲30.3%	-	-	-
	財 産 区	42,944,318	10.7%	42,944,318	10.7%	-	-	-
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	93,402,333	▲6.9%	43,818,077	▲19.4%	49,584,256	-	49,584,256
	介 護 保 険 事 業	49,317,500,954	0.8%	48,293,782,926	0.6%	1,023,718,028	2,893,000	1,020,825,028
	診 療 所 事 業	368,122,876	▲3.8%	368,122,876	▲3.8%	-	-	-
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	8,047,313,179	7.9%	7,535,729,007	4.7%	511,584,172	-	511,584,172
	長 崎 市 立 病 院 機 構 病 院 事 業 債 管 理	860,792,272	▲18.7%	860,792,272	▲18.7%	-	-	-
	小 計	110,158,111,011	▲3.3%	108,172,497,966	▲3.7%	1,985,613,045	90,112,172	1,895,500,873
合 計		359,989,242,282	2.3%	354,233,746,337	2.2%	5,755,495,945	2,849,265,708	2,906,230,237

議 案 の 委 員 会 付 託 分 類 (案)

< 総 務 委 員 会 > 1 件
第105号議案 訴えの提起について

< 教育厚生委員会 > 0 件

< 環境経済委員会 > 0 件

< 建設水道委員会 > 0 件

< 分 割 付 託 > 1 件
第104号議案 令和 8 年度長崎市一般会計補正予算（第 6 号）

< 一 審 議 > 1 件
第 28号報告 令和 7 年度長崎市一般会計継続費精算報告書

~~~~~					
総    務	1 件	環境経済	0 件	分    割	1 件
教育厚生	0 件	建設水道	0 件	一審議	1 件
				計	3 件

分 割 表 第104号議案 令和8年度長崎市一般会計補正予算（第6号）

資料2-2

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
6 農林水 産業費	3 水産業費	2 水産業振興費	水産農林部			○	

# 令和 8 年 第 4 回 長 崎 市 議 会 定 例 会 議 案 審 査 付 託 表

資料 2 - 3

## 総 務 委 員 会

議 案 番 号	件 名
第 104 号 議 案	令和 8 年度長崎市一般会計補正予算（第 6 号） 第 1 条 第 1 項 歳入歳出予算の総額 第 2 項 中 歳入 全部
第 105 号 議 案	訴えの提起について

## 環 境 経 済 委 員 会

議 案 番 号	件 名
第 104 号 議 案	令和 8 年度長崎市一般会計補正予算（第 6 号） 第 1 条 第 2 項 中 歳出 第 6 款 農林水産業費

## 決算議案の委員会付託分類（案） [閉会中]

### ＜総務委員会＞ 1件

第112号議案 令和7年度長崎市財産区特別会計歳入歳出決算

### ＜教育厚生委員会＞ 6件

第108号議案 令和7年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

第113号議案 令和7年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算

第114号議案 令和7年度長崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

第115号議案 令和7年度長崎市診療所事業特別会計歳入歳出決算

第116号議案 令和7年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

第117号議案 令和7年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計歳入歳出決算

### ＜環境経済委員会＞ 2件

第107号議案 令和7年度長崎市観光施設事業特別会計歳入歳出決算

第110号議案 令和7年度長崎市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

### ＜建設水道委員会＞ 4件

第87号議案 令和7年度長崎市水道事業会計決算（議案発送済）

第88号議案 令和7年度長崎市下水道事業会計決算（議案発送済）

第109号議案 令和7年度長崎市土地取得特別会計歳入歳出決算

第111号議案 令和7年度長崎市駐車場事業特別会計歳入歳出決算

### ＜分割付託＞ 1件

第106号議案 令和7年度長崎市一般会計歳入歳出決算

~~~~~					
総務	1件	環境経済	2件	分割	1件
教育厚生	6件	建設水道	4件		
				計	14件

分割表（令和7年度決算）

資料2-5

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
1 議会費	1 議会費	1 議会費	議会事務局	○			
2 総務費 (次ページへつづく)	1 総務管理費	1 一般管理費	防災危機管理室、企画政策、総務、財務、市民生活、市民健康、経済産業、文化観光部、中央、東、南、北総合事務所、教育委員会	○	○	○	
		2 広報広聴費	企画政策、市民生活部	○			
		3 文書費	総務部	○			
		4 財政管理費	財務部	○			
		5 会計管理費	出納室	○			
		6 財産管理費	防災危機管理室、企画政策、総務、財務、市民生活、原爆被爆対策、福祉、市民健康、こども、環境、経済産業、文化観光、水産農林、土木部、教育委員会	○	○	○	○
		7 企画費	企画政策、総務、まちづくり部	○			○
		8 文化振興費	市民生活部	○			
		9 国際化推進費	企画政策部	○			
		10 研修費	総務部	○			
		11 平和推進費	原爆被爆対策部		○		
		12 情報システム推進費	情報政策推進部	○			
		13 男女共同参画推進費	市民生活部	○			

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
2 総務費 (次ページへつづく)	1 総務管理費	14 街を美しくする運動推進費	環境、土木部、 中央、東、南、北総合事務所			○	○
		15 地域・交通安全推進費	市民生活部	○			
		16 地域振興費	市民生活、水産農林部、 中央、東、南、北総合事務所	○		○	
		17 地域センター費	中央、東、南、北総合事務所	○			
		18 東京事務所費	東京事務所	○			
		19 公平委員会費	総務部	○			
		20 水族館費	水産農林部			○	
		21 恩給及び退職年金費	総務部	○			
		22 世界遺産推進費	文化観光部			○	
		23 諸費	企画政策、財務、 市民生活、原爆被爆対策、 福祉、市民健康、こども、 環境、経済産業、文化観光、 水産農林、土木、まちづくり部、 中央、東、南総合事務所、 教育委員会	○	○	○	○
	2 徴税费	1 税務総務費	財務部	○			
		2 賦課費					
		3 徴収費					
	3 戸籍住民基本 台帳費	1 戸籍住民基本台帳費	市民生活部、 中央総合事務所	○			
		2 住居表示費	まちづくり部				○

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
2 総務費 (つづき)	4 選挙費	1 選挙管理委員会費	選挙管理委員会	○			
		2 選挙啓発費					
		3 参議院議員選挙費					
		4 県知事選挙費					
		5 県議会議員補欠選挙費					
		6 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費					
	5 統計調査費	1 統計調査総務費	情報政策推進部	○			
		2 基幹統計費					
		3 市政統計費					
	6 監査委員費	1 監査委員費	監査事務局	○			
3 民生費 (次ページへつづく)	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	市民生活、福祉、こども部、 中央総合事務所	○	○		
		2 障害者福祉費	福祉部		○		
		3 高齢者福祉費	福祉部、 中央、東、南、北総合事務所		○		
		4 遺家族等援護費	市民生活部	○			
		5 民生委員費	福祉部		○		
		6 国民年金事務費	市民生活部	○			
		7 国民健康保険事業費	市民健康部		○		

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
3 民生費 (つづき)	1 社会福祉費	8 介護保険事業費	福祉部		○		
		9 後期高齢者医療事業費	市民健康部		○		
		10 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金費	福祉部		○		
		11 臨時特別給付金費					
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	こども部、 中央総合事務所		○		
		2 児童措置費	こども部		○		
		3 ひとり親家庭福祉費					
		4 市立保育所等施設費					
		5 物価高対応子育て応援手当費					
		6 臨時特別給付金費					
	3 生活保護費	1 生活保護総務費（給与費のみ）	総務部	○			
		2 生活保護費	中央、東、南、北総合事務所		○		
	4 原爆被爆者対策費	1 原爆被爆者対策総務費	原爆被爆対策部		○		
		2 原爆被爆者医療援護費					
		3 原爆被爆者特別援護費					
		4 原爆被爆者保健福祉施設費					
		5 原爆被爆者一般援護費					
	5 災害救助費	1 災害救助費	市民生活部	○			

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	市民健康、こども部、 中央、東、南、北総合事務所	○	○		
		2 保健所費	市民健康部		○		
		3 母子保健対策費	こども部、 中央、東、南、北総合事務所		○		
		4 予防費	市民健康、こども部、 中央、東、南、北総合事務所		○		
		5 健康増進費	市民健康部、 中央、東、南、北総合事務所		○		
		6 結核対策費	市民健康部		○		
		7 保健環境検査費					
		8 環境衛生費	市民生活、市民健康部	○	○		
		9 環境対策費	環境部			○	
		10 火葬場費	市民生活部	○			
		11 診療所費	市民健康部		○		
	2 清掃費	1 清掃総務費	環境部			○	
		2 ごみ処理費	環境部、 北総合事務所			○	○
		3 し尿処理費	環境部			○	
		4 新東工場建設事業費					
	3 上水道費	1 上水道費	上下水道局				○

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
6 農林水産業費	1 農業費	1 農業委員会費	農業委員会			○	
		2 農業総務費	水産農林部			○	
		3 農業振興費	水産農林部、 南、北総合事務所			○	
		4 土地改良費	水産農林部			○	
		5 畜産業費					
		6 県施行事業費負担金					
	2 林業費	1 林業総務費	水産農林部			○	
		2 林業振興費					
		3 山林管理費					
		4 林道管理費					
		5 林道建設費					
		6 市民ふれあいの森費					
	3 水産業費	1 水産業総務費	水産農林部			○	
		2 水産業振興費					
		3 漁港管理費					
		4 漁港建設費					
		5 水産センター費					
		6 県施行事業費負担金					

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	市民生活、経済産業、文化観光部	○		○	
		2 商工振興費	経済産業部			○	
		3 市場費					
		4 観光費	文化観光、まちづくり部			○	○
8 土木費 (次ページへつづく)	1 土木管理費	1 土木総務費	土木、まちづくり、建築部、 中央、東、北総合事務所				○
		2 建築指導費	建築部				○
	2 道路橋りょう費	1 道路橋りょう総務費	土木部、 中央、東、南、北総合事務所				○
		2 道路橋りょう維持費					
		3 道路橋りょう新設改良費					
		4 交通安全施設費	中央、東、南、北総合事務所				○
		5 県施行事業費負担金	土木部				○
	3 河川海岸費	1 河川総務費	土木部、 中央、東、南、北総合事務所				○
		2 河川改良費	土木部、 中央、南、北総合事務所				○
		3 県施行事業費負担金	土木部				○
	4 港湾費	1 港湾管理費	まちづくり部、 南、北総合事務所				○
		2 県施行事業費負担金	まちづくり部				○

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
8 土木費 (つづき)	5 都市計画費	1 都市計画総務費	土木、まちづくり部、 南、北総合事務所				○
		2 都市開発費	まちづくり、建築部、 中央総合事務所				○
		3 街路事業費	土木、まちづくり部				○
		4 公共下水道費	上下水道局				○
		5 都市下水路費	中央、東総合事務所				○
		6 公園費	土木部、 中央、東、南、北総合事務所				○
		7 県施行事業費負担金	土木、まちづくり部				○
	6 住宅費	1 住宅管理費	建築部				○
		2 住宅建設費					
9 消防費	1 消防費	1 常備消防費	消防局	○			
		2 非常備消防費					
		3 消防施設費					
		4 災害対策費	防災危機管理室	○			
		5 水防費	土木部				○

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
10 教育費 (次ページへつづく)	1 教育総務費	1 教育委員会費	教育委員会		○		
		2 事務局費					
		3 教育研究所費					
		4 私立学校振興費	こども部、 教育委員会		○		
		5 教育諸費	教育委員会		○		
	2 小学校費	1 学校管理費	教育委員会		○		
		2 教育振興費					
		3 学校維持補修費					
		4 学校建設費					
	3 中学校費	1 学校管理費	教育委員会		○		
		2 教育振興費					
		3 学校維持補修費					
		4 学校建設費					
	4 高等学校費	1 高等学校総務費（給与費のみ）	総務部	○			
		2 学校管理費	教育委員会		○		
		3 学校維持補修費					
		4 学校建設費					
	5 幼稚園費	1 幼稚園管理費	こども部		○		
		2 教育振興費					

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
10 教育費 (つづき)	6 社会教育費	1 社会教育総務費	中央、東、南、北総合事務所、 教育委員会		○		
		2 公民館費					
		3 文化財保護費	文化観光部			○	
		4 出島復元費					
		5 青少年育成費	こども部		○		
		6 成人教育費	教育委員会		○		
		7 日吉自然の家費					
		8 図書館費	南総合事務所、 教育委員会		○		
		9 科学館費	教育委員会		○		
		10 恐竜博物館費					
	7 保健体育費	1 保健体育総務費	教育委員会		○		
		2 学校給食費	南総合事務所、 教育委員会		○		
		3 体育振興費	市民生活部、 教育委員会	○	○		
		4 体育施設費	市民生活部、 南、北総合事務所	○			
		5 市民プール費	市民生活部、 中央、東総合事務所	○			
	8 市民会館費	1 市民会館総務費	教育委員会		○		

款	項	目	所 管 部 局	総 務	教 厚	環 経	建 水
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	1 農業用施設災害復旧費	水産農林部			○	
		2 林業施設災害復旧費					
		3 水産業施設災害復旧費					
		4 漁港災害復旧費					
	2 公共土木施設 災害復旧費	1 道路橋りょう河川等災害復旧費	文化観光、土木部、 中央、東、南、北総合事務所			○	○
		2 都市計画施設災害復旧費	土木部、 中央、東、南、北総合事務所				○
	3 市有施設等 災害復旧費	1 市有施設等災害復旧費	防災危機管理室、 財務、文化観光部	○		○	
12 公債費	1 公債費	1 元金	財務部	○			
		2 利子					
		3 公債諸費					
13 予備費	1 予備費	1 予備費	財務部	○			

※ 各款にわたる「非常勤職員報酬」を含む給与費については、総務委員会で一括審査。

令和 8 年 第 4 回 長 崎 市 議 会 定 例 会 議 案 審 査 付 託 表 (閉 会 中)

資料 2 - 6

総 務 委 員 会 (閉 会 中)

議 案 番 号	件 名
第 106 号 議 案	令和 7 年 度 長 崎 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 歳 入 全 部 歳 出 各 款 給 与 費 全 部 第 1 款 議 会 費 第 2 款 総 務 費 第 1 項 中 第 1 目 の うち 所 管 部 分 第 2 目 ～ 第 5 目 第 6 目 の うち 所 管 部 分 第 7 目 の うち 所 管 部 分 第 8 目 ～ 第 10 目 第 12 目 ～ 第 13 目 第 15 目 第 16 目 の うち 所 管 部 分 第 17 目 ～ 第 19 目 第 21 目 第 23 目 の うち 所 管 部 分 第 2 項 第 3 項 中 第 1 目 第 4 項 ～ 第 6 項 第 3 款 民 生 費 第 1 項 中 第 1 目 の うち 所 管 部 分 第 4 目 第 6 目 第 5 項

第 106 号 議 案	第 4 款 衛 生 費 第 1 項 中 第 1 目 の う ち 所 管 部 分 第 8 目 の う ち 所 管 部 分 第 10 目 第 7 款 商 工 費 第 1 項 中 第 1 目 の う ち 所 管 部 分 第 9 款 消 防 費 第 1 項 中 第 1 目 ～ 第 4 目 第 10 款 教 育 費 第 7 項 中 第 3 目 の う ち 所 管 部 分 第 4 目 ～ 第 5 目 第 11 款 災 害 復 旧 費 第 3 項 中 第 1 目 の う ち 所 管 部 分 第 12 款 公 債 費 第 13 款 予 備 費
第 112 号 議 案	令和 7 年 度 長 崎 市 財 産 区 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算

教 育 厚 生 委 員 会 （ 閉 会 中 ）

議 案 番 号	件 名
第 106 号 議 案	令和7年度長崎市一般会計歳入歳出決算 歳出 第2款 総務費 第1項中 第1目のうち所管部分 第6目のうち所管部分 第11目 第23目のうち所管部分 第3款 民生費 第1項中 第1目のうち所管部分 第2目～第3目 第5目 第7目～第11目 第2項 第3項中 第2目 第4項 第4款 衛生費 第1項中 第1目のうち所管部分 第2目～第7目 第8目のうち所管部分 第11目 第10款 教育費 第1項～第3項 第4項中 第2目～第4目

第 106 号 議 案	第 5 項 第 6 項 中 第 1 目 ～ 第 2 目 第 5 目 ～ 第 10 目 第 7 項 中 第 1 目 ～ 第 2 目 第 3 目のうち所管部分 第 8 項
第 108 号 議 案	令和 7 年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第 113 号 議 案	令和 7 年度長崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
第 114 号 議 案	令和 7 年度長崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第 115 号 議 案	令和 7 年度長崎市診療所事業特別会計歳入歳出決算
第 116 号 議 案	令和 7 年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
第 117 号 議 案	令和 7 年度長崎市立病院機構病院事業債管理特別会計歳入歳出決算

環 境 経 済 委 員 会 （ 閉 会 中 ）

議 案 番 号	件 名
第 106 号 議 案	令和7年度長崎市一般会計歳入歳出決算 歳出 第2款 総務費 第1項中 第1目のうち所管部分 第6目のうち所管部分 第14目のうち所管部分 第16目のうち所管部分 第20目 第22目 第23目のうち所管部分 第4款 衛生費 第1項中 第9目 第2項中 第1目 第2目のうち所管部分 第3目～第4目 第6款 農林水産業費 第7款 商工費 第1項中 第1目のうち所管部分 第2目～第3目 第4目のうち所管部分 第10款 教育費 第6項中 第3目～第4目

第 106 号 議 案	第11款 災害復旧費 第 1 項 第 2 項 中 第 1 目のうち所管部分 第 3 項 中 第 1 目のうち所管部分
第 107 号 議 案	令和 7 年度長崎市観光施設事業特別会計歳入歳出決算
第 110 号 議 案	令和 7 年度長崎市中央卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

建設水道委員会（閉会中）

議 案 番 号	件 名
第 87 号 議 案	令和 7 年度長崎市水道事業会計決算
第 88 号 議 案	令和 7 年度長崎市下水道事業会計決算
第 106 号 議 案	令和 7 年度長崎市一般会計歳入歳出決算 歳出 第 2 款 総務費 第 1 項中 第 6 目のうち所管部分 第 7 目のうち所管部分 第 14 目のうち所管部分 第 23 目のうち所管部分 第 3 項中 第 2 目 第 4 款 衛生費 第 2 項中 第 2 目のうち所管部分 第 3 項 第 7 款 商工費 第 1 項中 第 4 目のうち所管部分 第 8 款 土木費 第 9 款 消防費 第 1 項中 第 5 目

第 106 号 議 案	第11款 災害復旧費 第 2 項 中 第 1 目 の う ち 所 管 部 分 第 2 目
第 109 号 議 案	令和 7 年度長崎市土地取得特別会計歳入歳出決算
第 111 号 議 案	令和 7 年度長崎市駐車場事業特別会計歳入歳出決算

2026年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典における台湾代表への対応の検証及び是正に関する陳情書

1：件名

2026年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典における台湾代表への対応の検証及び是正に関する陳情書

2：陳情の趣旨

2026年8月9日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典における台湾代表への招請・配席等の対応について、長崎市議会として事実関係、意思決定過程及びその妥当性を検証し、市長及び関係部局に十分な説明を求めるとともに、今後の対応を是正していただきたく陳情します。

2025年の式典では台湾代表の待遇が台湾側から問題視され、その後も改善を求める働きかけがあったとされています。また、2025年7月の市長会見では、台湾の参列受入れ後に他国から反応や働きかけがあったかとの質問に対し、市長は外交的なやり取りを理由に回答を差し控え、台湾の座席については「調整中」と説明していました。

さらに2026年5月には、市長自身が台湾を招請状・開催通知の送付対象とせず、市側から台湾側への事前の働きかけも予定していないとした上で、台湾側から参列希望があった場合も「基本的には昨年と同様の対応」とする考えを示していました。

そのような経緯の中、本年の式典では、大使に相当する台湾の駐日代表について、各国駐日大使らと同等の席次が与えられず、大使らの後方に席が用意されました。その結果、台湾の駐日代表及び副代表2名が欠席し、台北駐日経済文化代表処が抗議を表明したほか、台湾外交部も、前年より待遇が改善した部分は認めつつ、なお適切さを欠く部分があったとして遺憾を表明する事態となりました。

長崎市は「外交エリア」という名称のエリアは設けていない」「中国側への迎合は全くない」と説明しています。しかし、本件で問われているのは区域の名称ではなく、大使に相当する台湾代表に各国駐日大使らと同等の席次を与えなかった理由と、その判断過程です。

前年から問題が認識され、本年も事前に摩擦の可能性を指摘されていたにもかかわらず、なぜ今回の判断に至ったのかについて、現時点の市の説明だけでは十分明らかになっていないと考えます。

なお、本陳情は台湾の国際法上又は外交上の地位について長崎市議会に判断を求めるものではありません。長崎市が自ら主催する平和祈念式典において、台湾代表の招請及び席次をどのような基準と意思決定過程によって決定し、その判断に客観性、一貫性、合理性及び十分なりリスク検討があったのかを、市議会として検証していただくことを求めるものです。

平和都市・長崎の国際的信用を守り、同様の問題を将来に残さないためにも、市議会による検証と必要な是正を求めます。



3：陳情項目

1. 台湾代表に各国駐日大使と同等の席次を与えなかった理由の明確化

大使に相当する台湾の駐日代表について、各国駐日大使らより後方に配席した具体的理由、席次決定に用いた客観的基準及び台湾代表に当該基準をどのように適用したのかを明らかにしてください。

「外交エリア」という名称の有無や物理的な区切りの有無ではなく、実際の席次の差について合理的な理由が存在したのかを検証してください。

2. 台湾代表の招請・席次に関する意思決定過程及び責任の所在の明確化

台湾代表への招請、開催通知、参加形態及び席次について、どの部署が原案を作成し、どのような庁内協議を行い、誰が了承・決裁し、最終的に誰が決定したのかを明らかにしてください。

特に、招請等に関する基本方針と実際の席次決定について、それぞれの意思決定過程及び責任の所在を明確にしてください。

3. 2025年からの台湾側の問題提起及び改善要請への対応の検証

2025年の式典で台湾代表の待遇が問題視された後、台湾側、日本の国会議員・地方議員、関係団体その他から寄せられた改善要請等について、長崎市がどのように把握し、どの部署で、どのような検討を行ったのかを明らかにしてください。

また、その検討結果が2026年の招請・参加形態・席次にどのように反映されたのかを明らかにしてください。

4. 事前に摩擦の可能性が指摘されていた中で従来方針を継続した判断の検証

2026年5月の市長会見では、前年の経緯を踏まえ、記者から「無用なハレーション」を避けるため台湾側と事前にやり取りを行わないのかとの質問がなされました。

これに対して市長は、市側から台湾側へアプローチする予定はないとした上で、参列希望があった場合についても「基本的には昨年と同様の対応」とする考えを示しました。

その後、実際に台湾の駐日代表及び副代表2名が欠席し、台湾外交部が遺憾を表明する事態となったことを踏まえ、当時どのような外交的・国際的リスクを想定し、どのような庁内検討を経て従来方針を継続したのかを明らかにしてください。

5. 市が掲げた平和祈念式典の理念と台湾への対応との整合性の検証

市長は2026年5月、国境や思想・信条の違いを越え、「全ての分断を乗り越えて、あらゆる国の代表が被爆地・長崎に集まる式典」としたいとの趣旨を表明しています。

一方で、台湾については招請状・開催通知の送付対象外とし、前年から待遇が問題となっていたにもかかわらず事前調整を行わず、各国駐日大使らと同等の席次も与えませんでした。

市が掲げた式典理念と、台湾に対して実際に行った取扱いとの間に十分な整合性があったのか、市議会として検証してください。

6. 広島市との取扱いの相違についての説明

2026年8月6日の広島平和記念式典では、台湾代表団が外交団エリアに配置されています。

広島市と長崎市で式典の席次制度が異なること自体を問題とするものではありません。しかし、日台間に正式な外交関係がないという事情は両市に共通しており、広島市では台湾代表を外交団と同じ区域に配置する運用が可能であった以上、長崎市の対応が外交上不可避であったとは言えません。

長崎市が大使に相当する台湾代表に各国駐日大使らと同等の席次を与えない取扱いを選択した、客観的かつ合理的な理由を明らかにしてください。

7. 中国側その他の外部とのやり取り及び政治的配慮の有無の検証

2025年7月15日の市長会見では、台湾の参列受入れ後に他国から反応、意見又は働きかけがあったかとの質問に対し、市長は、各国との外交的なやり取りを理由として回答を差し控えています。

また、2025年の式典で中国が欠席した後、同年11月に市長が中国・福州市を訪問した際、平和祈念式典について中国側とのやり取りがあったかとの質問に対しても、市長は福州市長と意見交換を行ったことを説明する一方、「個別具体的な内容」については回答を差し控えています。

今回、市長は「中国側への迎合は全くない」と説明しています。

その説明の妥当性を客観的に確認し、市民及び国内外に生じている疑念を払拭するため、2025年の台湾参列受入れ決定以降、中国政府、中国大使館、中国側自治体・団体・関係者その他から、台湾の参列、招請、参加資格、席次又は待遇について、要請、意見、照会、懸念の表明その他何らかの働きかけがあったか否かを明らかにしてください。

また、直接の働きかけがなかった場合についても、中国側の反応、中国との関係又は中国側への影響を、市が自主的に判断材料として検討した事実があったか否かを明らかにしてください。

なお、中国側からの圧力又は長崎市による中国への付度があつたと、本陳情においてあらかじめ断定するものではありません。だからこそ、市議会による事実確認を求めます。

8. 長崎市の現在の説明と実際の席次との差についての検証

長崎市は、会場には「外交エリア」という名称のエリアはなく、各国外交使節や国際機関等を配置する「海外エリア」に台湾代表も配置していたとの趣旨の説明をしています。

一方で、台湾代表の席が各国大使らの後ろの列に配置されていたことも市側から説明されています。

したがって、「同じ海外エリア内であった」という事実だけをもって待遇差が存在しなかったと評価できるのか、大使に相当する台湾代表を各国駐日大使らより後方に配置したことに合理的・客観的な根拠があつたのかを検証してください。

9. 台湾外交部から遺憾を表明される事態に至ったことについての検証

台湾外交部は、2026年の長崎での待遇について、2025年より改善された部分があつたことを認めています。本陳情も、その改善自体を否定するものではありません。

しかし、その上で台湾外交部はなお適切さを欠く部分があつたとして遺憾を表明し、台湾の駐日代表及び副代表2名が欠席する事態となりました。

長崎市が台湾を「重要なパートナー」と位置付けているのであれば、その相手の外交当局から正式に遺憾を表明される結果となったことについて、市として何が問題であつたと認識しているのかを明らかにしてください。

問題がなかったと判断しているのであれば、その具体的かつ客観的な根拠を示してください。

10. 本件が不適切な取扱いの先例となることの防止

台湾の李逸洋駐日代表は、本件を日台関係全体に拡大して解釈する必要はなく、一つの事案として冷静に扱う姿勢を示す一方、今回のような取扱いを台湾側が受け入れることで、同様の対応が他の自治体等に広がり、先例となることへの懸念を示しています。

本件を感情的な対立へ拡大させるのではなく、長崎市の行政判断として早期に検証し、合理性又は一貫性を欠く部分が認められる場合には是正し、同様の問題が繰り返されることを防いでください。

11. 今後の招請・席次基準の透明化及び再発防止

来年以降の平和祈念式典において、特定の国・地域への政治的配慮又は恣意的な取扱いを疑われることがないよう、外国・地域・国際機関等の代表者について、どのような基準で招請、開催通知、参加形態及び席次を決定するのかを整理してください。

その基準には可能な限り客観性、一貫性及び透明性を持たせ、国内外から合理的に説明可能なものとしてください。

12. 台湾側への説明及び必要な是正

市議会及び市による検証の結果、今回の台湾代表への取扱いについて改善すべき点又は説明が不十分であつた点が認められた場合には、台湾側に対して適切な説明を行い、必要に応じて謝意を示すとともに、次回以降の式典において適切な是正措置を講じてください。

13. 長崎市議会による独立した検証

本件を市長及び担当部局による現在の説明のみで終わらせることなく、市議会として関係資料及び執行部の説明を確認し、

- ・2025年からの経緯
- ・台湾側からの改善要請への対応
- ・2026年の招請・席次決定の意思決定過程
- ・摩擦発生の予見可能性及びリスク検討
- ・広島市との対応の相違
- ・席次決定の合理性及び一貫性
- ・中国側を含む外部からの働きかけの有無
- ・中国側の反応等を市が自主的に考慮した事実の有無
- ・今後の再発防止策

について検証してください。

平和祈念式典は長崎市が主催する極めて高い国際的象徴性を有する行事です。そこで生じた行政判断について、市民及び国内外に合理的な説明ができる状態にすることは、平和都市・長崎の信用を守るためにも市議会の重要な役割であると考えます。

4：陳情者の住所

〒852-8117
長崎県長崎市平野町17-12-401

5：陳情者の氏名

池永弘太

6：宛先

長崎市議会議員 岩永 敏博 様

提出年月日：2026年8月12日

陳 情 書

長崎市議会議員 様

2026年8月28日

陳情者

住所:長崎市中町 2-11

氏名:長崎県民主医療機関連合会

会長:平野友久 (印)

電話番号:095-820-3013

住所:長崎市大浦町9-30

氏名:長崎健康友の会

会長:溝浦律子 (印)

電話番号:095-822-3283

【件名】

市民税非課税世帯の高齢者等における予防接種(インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症)の自己負担額無料制度の継続に関する陳情

【陳情趣旨】

日頃より、長崎市民の健康維持および福祉向上に向けた手厚い保健行政のご推進に深謝申し上げます。

このたび長崎市におかれましては、令和 8 年度より「子ども季節性インフルエンザ予防接種」の公費助成対象を、従来の未就学児から「中学生」まで拡大される方針が示されました。子育て世代の経済的負担軽減や感染症予防の観点から市民の要望が反映された大変喜ばしい施策であり、心より歓迎し評価いたしております。

しかしながら、その一方で「高齢者等インフルエンザ予防接種」および「高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種」において、市民税非課税世帯の自己負担額が改定・増額される予定となっております。これまでインフルエンザ予防接種においては非課税証明書等の提示により「無料」とされていた負担額が、令和 8 年度からは「1,100 円(課税世帯負担額の半額)」へと新設・課金されることになりました。また、新型コロナウイルス感染症予防接種についても、非課税世帯の自己負担額が令和 7 年度の 1,500 円から令和 8

度には 2,000 円へと更なる増額が計画されております。

市民税が非課税である低所得の高齢者世帯は、近年の物価高騰や光熱費・生活必需品の値上がりにより直面し、限られた年金収入の中で極めて苦しい生活様子を余儀なくされております。このような状況下で、これまで無料であった予防接種に新たな負担が発生することは、受診控えを招く直接的な要因となります。感染症にかかった際の重症化リスクが高い高齢者にとって、予防接種は命と健康を守るための重要な防波堤です。負担増による接種率の低下は、重症化患者の増加や医療提供体制への圧迫にもつながりかねません。

子育て支援の拡充が大変有意義であるからこそ、そのしわ寄せが高齢者や生活困窮者に及ぶことは避けていただきたく存じます。高齢者世帯が安心して健康な生活を継続できるよう、下記事項について陳情いたします。

【陳情事項】

1. 市民税非課税世帯における「高齢者等インフルエンザ予防接種」の自己負担額無料制度を継続すること。
令和 8 年度から導入が予定されている 1,100 円の自己負担額徴収を取りやめ、従来通り無料にて接種できるようご配慮願います。
2. 市民税非課税世帯における「高齢者等新型コロナウイルス感染症予防接種」の自己負担額の増額を見直し、負担軽減策を講じること。
令和 8 年度に予定されている 2,000 円への増額を見直し、低所得高齢者の経済的負担を最小限に抑える措置を講じてください。

以 上



長崎奉行所西役所等遺跡群の 調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 XXVII

(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)

養生所/(長崎)医学校等遺跡の 保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XL I

(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)

長崎核爆弾被爆遺跡の 発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情書 XVIII

(その探索・発見・再発見・調査・現状保存・公開する等その文化的活用への提案と要望)

2026年(令和8年)9月1日 火曜日

長崎市議会議長 岩永敏博 様

陳情人

〒852-8127

長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 携帯電話 090-3730-1858



長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 XXVII (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)
養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XL I (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)
長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情書 XVIII (その探索・発見・再発見・調査・現状保存・公開する等その文化的活用への提案と要望)

2026年(令和8年)9月 養生所を考える会 代表 池知和恭

CONTENTS (内容)

(第一部)

I 遺跡について 1 - 遺跡とその活用

(第二部)

II 添付別紙 (省略)

長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する要望書 XXVII
(サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等)
養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する要望書 XX II
(旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として)
長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する要望書 IX
(その探索・発見・再発見・調査・現状保存・公開する等その文化的活用への提案と要望)

2024年(令和6年)8月2日 金曜日

長崎県知事	大石賢吾 様
長崎県教育委員会 教育長	前川謙介 様
長崎県 企画部長	早稲田智人 様
長崎県 地域振興部長	小川雅純 様
長崎県 文化観光国際部長	伊達良弘 様
長崎県 土木部長	中尾吉宏 様
長崎県 県民生活環境部長	大安哲也 様
長崎県 秘書・広報戦略部長	陣野和弘 様
長崎県文化財保護審議会長	立平 進 様
長崎県美術館長	小坂智子 様
長崎歴史文化博物館長	水嶋英治 様
長崎市長	鈴木史朗 様
長崎市教育委員会 教育長	西本徳明 様
長崎市教育委員会 教育総務部長	大場一寿 様
長崎市 企画政策部長	日向淳一郎 様
長崎市 文化観光部長	前田孝志 様
長崎市 まちづくり部長	赤倉史明 様
長崎市 土木部長	川原直樹 様
長崎市 経済産業部長	大賀史郎 様
長崎市 中央総合事務所長	濱田貴博 様
長崎市 原爆被爆対策部長	阿波村効一 様
長崎市 財務部長	藤田庄三 様
長崎市 環境部長	立木祝成 様
長崎市文化財審議会長	本馬貞夫 様
(長崎歴史文化博物館長)	水嶋英治 様

要望人

〒852-8127 長崎県長崎市大手二丁目十七-四十六-一〇二

養生所を考える会 代表 池知和恭

連絡先 携帯電話 090-3730-1858

5 一般質問(一問一答)に係る申し合わせ(案)について

●長崎市議会会議規則(抜粋)

(一般質問)

第60条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

【申し合わせ(案)】

1 出席要請理事者

市長、副市長のほか常時出席要請理事者(議場配置図参照)に加え、教育委員会委員長(※)、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長等の出席については随時要請することとする。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(平成27年4月1日施行)により、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置が規定されたが、経過措置として、平成27年4月1日において在任中の教育長については、任期中に限り旧制度の教育長として在職するものとし、その間は従来どおりの取り扱いとしていたが、平成27年8月1日の任期開始に伴い、当該経過措置を終了した。(平27.8.18議運確認)

2 一般質問において、質問者が確認のために出席理事者に対し挙手を求めることは原則として行わない。

3 一般質問の本題に入るまでの冒頭部分については、原則として質問者の質問事項に関連したものに限定する。ただし、全国的に発生している災害に対するお見舞いの言葉などについては、良識的な時間の範囲内で認める取り扱いとする。(平30.11.19議運確認)

4 一般質問を一問一答方式により行う場合は次のとおりとする。

(1) 質問は質問通告書の順に行う。また、質問者が本壇から1問目の質問を行った後、理事者は自席から答弁を行い、質問者は再質問及び2問目以降は全て自席から行う。なお、市長は全て自席から答弁を行う。

(2) 質問は質問通告表の番号順に行い、終わった質問については後戻りして再び質問することはできないこととする。ただし、意見や要望など、理事者に答弁を求めない範囲での発言はできることとする。

6 改選期に向けた見直し等について

(1) (仮称)広聴・広報在り方検討会議の設置

令和7年の議員定数に係る議論の中で、定数見直しに伴う対応策の正副委員長(案)に対し、「議員定数の減員により、市民の声が届きにくくなることなどが懸念されるため、市民との対話の機会を設ける取組として今後検討してはどうか」との提案がなされた。そこで、改選後の広聴・広報の取組みについて議論するため、「(仮称)広聴・広報在り方検討会議」を設置したい。

(案)

1 設置目的

長崎市議会の広聴及び広報の在り方について、改選後の体制に引き継ぐべき検討事項を、今期中に議論するもの。

2 会議の性質

任意の協議体

3 委員構成(案)

各会派から1名（一人会派については任意での参加、議運委員長はオブザーバー参加）

4 設置期間

設置の日から検討事項を協議し、その内容を議運に報告するまで（報告内容を改選後の体制へ引き継ぐ）

5 参考(中核市の広聴・広報に係る委員会等の設置状況)

広聴のみ	0都市
広報のみ	30都市
広聴・広報	23都市
未設置	7都市(長崎市を含む)

6 改選期に向けた見直し等について

(2) 常任委員会における要望活動(上京陳情・福岡陳情)

1 常任正副委員長会議での意見

令和7年1月14日開催の会議において、「上京陳情については、他都市の状況も踏まえ、一度検証を行い、見直しも含めて今後の方針を協議していいのではないか」との意見が出されたことから、中核市62都市に調査を行った。

【調査結果】

常任委員会単位で要望活動を行っている 1都市(長崎市のみ)

2 調査結果を踏まえた今後の方針について

各常任正副委員長と市が合同で国等への要望を行っているが、中核市の中でも、常任委員会単位で要望活動を行っているのは長崎市議会だけである。

また、所管における要望書や資料の準備に係る業務、短期間での国・省庁へのアポイントメントに係る業務等も負担が大きい状況である。

さらに、要望内容についても、長崎市独自ではなく市長会などで行う内容も一定含まれることから、各常任委員会で現在行っている要望取りまとめについては重複した作業となっている点も見受けられる。

以上のことから、常任委員会による要望の取りまとめ及び要望活動の今後の継続について検討したい。

7 長崎市議会における携帯電話・スマートフォンの持込み及び利用について

長崎市議会における携帯電話・スマートフォンの持込み及び利用に関する要望書

令和8年7月31日

長崎市議会議長 様

提出者
ながさき次世代の党
梅本けいすけ

要望事項

議場及び委員会室における携帯電話・スマートフォンの持込み及び利用について、議会運営委員会において検討されるよう要望します。

要望理由

現在、長崎市議会ではタブレット端末の持込み及び利用が認められており、議会の ICT 化・ペーパーレス化が進められています。

一方で、携帯電話・スマートフォンについては持込みや利用に制限があり、運用上の整合性に課題があります。

スマートフォンは、法令や議会資料の閲覧、情報収集、災害時や緊急時の迅速な連絡手段として重要な情報端末であり、適切に活用することで議会活動の充実と市民サービスの向上につながります。

運用ルール（案）

- マナーモード又は電源を切ることを基本とする。
- 議場及び委員会室内での通話を禁止する。
- 議会資料の閲覧、法令検索、情報収集など議会活動に必要な用途に限定する。
- 撮影、録音及び SNS 等への配信は議会の規則に従う。
- 災害時や緊急時には必要な連絡を認める。

全国の自治体議会では、ICT 化の推進に合わせてスマートフォンの持込みを認める事例も増えています。長崎市議会においても、時代に即した議会運営の実現と災害対応力の向上を図るため、携帯電話・スマートフォンの持込み及び適切な利用について前向きに検討されるよう要望します。

以上

●長崎市議会会議規則(抜粋)

(携帯品)

第116条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

【運用(抜粋)】

1 議場に入る者は、携帯電話の議場内の持ち込みを禁止している。

【申し合わせ(抜粋)】

1 本会議におけるタブレット端末を含むパソコンの議場内(傍聴席を除く)への持ち込みについては、出席者が会議に必要な範囲で持ち込むもの、市政記者が本会議を傍聴し取材を補完するために用いるもの及びその他議長が認めるものに限り許可する。(令4.8.25議運確認)

2 傍聴席における写真、映画等の撮影または録音等は、報道機関以外には許可しない。議員において必要な写真は、議会事務局職員が撮影することを条件に許可する。

3 議場内での写真、映画等の撮影または録音は、市政記者に限り許可する。議員において必要な写真は、議会事務局職員が撮影することを条件に許可する。

【参考】

●長崎市議会委員会条例(抜粋)

(会議規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、長崎市議会会議規則の定めるところによる。

●スマートフォンの持ち込みについては、これまでの携帯電話の取扱いと同様に持ち込みは不可とする。
(平成29年9月8日 議会運営委員会決定)

令和8年 12 月定例会 会期日程(予定)について（案）

12 月 7 日(月)	本会議(招集日)
12 月 10 日(木)～11 日(金) 12 月 14 日(月)～15 日(火)	本会議(一般質問)(4日間)
12 月 16 日(水)～18 日(金) 12 月 21 日(月)	常任委員会(4日間)
12 月 22 日(火)	特別委員会
12 月 24 日(木)	本会議(委員長報告等)

※ この日程は予定ですので、都合により変更されることがあります。

会期日程は、開会7日前頃に開催される議会運営委員会で協議され、招集日に決定されます。

(4) 議長供覧の要望書等 (一覧)

議長供覧の要望書等 (一覧) (令和8年8月25日～令和8年9月8日)

受理年月日	件 名	提 出 者	備考
令和8年 9月4日	令和9年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願い	公益社団法人 日本理科教育振興協会 会長 大久保 昇	郵送